

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、同年7月から47年8月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から47年8月まで

昭和40年12月から47年8月までの国民年金保険料納付記録について、年金事務所に照会を行ったところ、国民年金保険料納付の事実が確認できるが、保険料が還付されているとの回答であった。

申立期間当時、居住していた地区の婦人会による国民年金保険料の集金が行われており、婦人会の役員を通じて保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が還付される理由も無く、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳により、申立人は、昭和40年12月から46年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、同年7月から47年8月までは、付加保険料を含めて、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、特殊台帳により、申立期間を含む昭和40年10月から53年3月までの国民年金保険料が同年6月に還付決定されていることが確認できるが、申立期間について、申立人及びその妻は、厚生年金保険等に加入していない期間であり、国民年金の強制加入対象期間であったと考えられることから、納付済の国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和40年12月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、同年7月から47年8月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年8月まで

申立期間当時、母が地区の婦人会の役員をされており、国民年金保険料を取りまとめていた記憶がある。当時、同居していた両親は申立期間の国民年金保険料を納付しており、家庭の経済状況からしても母が私の国民年金保険料を納付しているはずなので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日において、共済組合員であった申立人に払い出された番号であることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿等の調査によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間に係る国民年金保険料納付書は作成されることは無く、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとされる申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月、同年4月、45年8月から55年3月までの期間及び56年12月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月及び同年4月
② 昭和45年8月から55年3月まで
③ 昭和56年12月から59年3月まで

昭和42年3月頃、A県内にあった事業所を退職して、B町（現在は、C町）の実家に戻った時に、父親が加入手続を行って国民年金に加入し、保険料も父親が納付していた。

昭和45年11月に結婚し、A県内及びD県内に住所を変更したが、結婚以降も国民年金保険料は父親が納付してくれていたことを覚えているのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月にB町で国民年金に加入し、43年6月に同町からE市に転居したが、転居後の申立期間①及び②における国民年金保険料はB町在住の父親が納付していたと申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を取得したために同年6月に国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後、55年8月にB町で二つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの間、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間とされていたことから、申立人の父親は申立人の申立期間に係る保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に二つ目の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和55年8月）において、申立期間①及び申立期間②のうち昭和45年8月から53年6月までの保険料は時効により納付ができなかったものと考えられる上、申立期間②のうち同年7月から55年3月までは過年度納付が可能な期間であ

り、申立期間③は現年度納付により保険料の納付が可能な期間であるが、申立人は申立期間②及び③の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとされる申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は 146 か月と長期間である上、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。